

奈良県告示第三百十六号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部河川整備課及び奈良県奈良土木事務所において縦覧に供する。

令和四年二月四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 河川の名称 一級河川大和川水系布留川
- 二 廃川敷地が生じた年月日 令和二年十二月九日
- 三 廃川敷地の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
天理市豊井町二二七番三	土地	八一・八五平方メートル
天理市豊井町二二八番三	土地	一三八・五九平方メートル
天理市豊井町二二八番四	土地	六・〇二平方メートル
天理市豊井町二二五番五	土地	六〇・七〇平方メートル